

新旧対照表

【生糸の輸入に係る調整等に関する法律に基づく生糸の輸入通関手続きについて（平成 15 年 9 月 30 日財関第 1027 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>生糸の輸入に係る調整等に関する法律（昭和 26 年法律第 310 号）第 2 条及び第 7 条第 1 項の規定に基づく生糸の輸入通関手続きについては、下記の取扱いに従って処理していただきたく御協力をお願いします。</p> <p>なお、この取扱いについては、<u>平成 19 年 5 月 21 日</u>から実施します。</p>	<p>生糸の輸入に係る調整等に関する法律（昭和 26 年法律第 310 号）第 2 条及び第 7 条第 1 項の規定に基づく生糸の輸入通関手続きについては、下記の取扱いに従って処理していただきたく御協力をお願いします。</p> <p>なお、この取扱いについては、<u>平成 17 年 10 月 1 日</u>から実施します。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 （省略）</p> <p>2 税関による確認の時期及び方法</p> <p>(1) 機構による生糸の輸入</p> <p>（省略）</p> <p>（省略）</p> <p>確認の方法</p> <p>機構は当該輸入業者に「輸入生糸入港報告書」（機構の生糸輸入業務委託要領様式第 4 号。以下「報告書」という。）（別添 1）を交付し、輸入申告の際に提出させるので、報告書の数量（正量）欄の記載内容と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び<u>機構理事長又は事務所長の押印（別添 2）を確認する。</u></p> <p>なお、数量の確認については、$\pm 3\%$のアローアンスを認めて差し支えない（後記(2)の場合における数量の確認についても同様とする）。</p> <p>(2) 機構以外の者による生糸の輸入</p> <p>（省略）</p> <p>ア （省略）</p> <p>イ 確認の方法</p> <p>機構は当該輸入者に「実需者輸入に係る生糸の買入れ・売戻し承諾書」（機構の輸入生糸買入売戻実施要領（以下「要領」という。）様式第 1 号。以下「実需者承諾書」という。）（別添 3）を交付し、輸入申告の際に提出させるので、実需者承諾書の数量（正量）欄の記載内容と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び<u>機構理事長又は事務所長の押印（別添 2）を確認する。</u></p> <p>（省略）</p> <p>ア （省略）</p>	<p>1 （同左）</p> <p>2 税関による確認の時期及び方法</p> <p>(1) 機構による生糸の輸入</p> <p>（同左）</p> <p>（同左）</p> <p>確認の方法</p> <p>機構は当該輸入業者に「輸入生糸入港報告書」（機構の生糸輸入業務委託要領様式第 4 号。以下「報告書」という。）（別添 1）を交付し、輸入申告の際に提出させるので、報告書の数量（正量）欄の記載内容と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び<u>機構事務所長（横浜又は大阪の事務所長）の押印（別添 2）を確認する。</u></p> <p>なお、数量の確認については、$\pm 3\%$のアローアンスを認めて差し支えない（後記(2)の場合における数量の確認についても同様とする）。</p> <p>(2) 機構以外の者による生糸の輸入</p> <p>（同左）</p> <p>ア （同左）</p> <p>イ 確認の方法</p> <p>機構は当該輸入者に「実需者輸入に係る生糸の買入れ・売戻し承諾書」（機構の輸入生糸買入売戻実施要領（以下「要領」という。）様式第 1 号。以下「実需者承諾書」という。）（別添 3）を交付し、輸入申告の際に提出させるので、実需者承諾書の数量（正量）欄の記載内容と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び<u>機構事務所長（横浜又は大阪の事務所長）の押印（別添 2）を確認する。</u></p> <p>（同左）</p> <p>ア （同左）</p>

新旧対照表

【生系の輸入に係る調整等に関する法律に基づく生系の輸入通関手続きについて（平成 15 年 9 月 30 日財関第 1027 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ 確認の方法 機構は当該輸入者に「一般者輸入に係る生系の買入れ・売戻し承諾書」(要領様式第 2 号。以下「一般者承諾書」という。)(別添 4)を交付し、輸入申告の際に提出させるので、一般者承諾書の数量(正量)欄の記載内容と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び<u>機構理事長又は事務所長の押印</u>(別添 2)を確認する。</p> <p>3 (省略) 4 (省略) 5 通関の際に疑義を生じた場合の取扱い 前記 1 に関して疑義が生じた場合は<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>に、前記 2～4 に関する事項について疑義が生じた場合は<u>機構</u>に協議の上処理することとする。</p> <p>別添 1 (省略)</p> <p>別添 2 (削除)</p> <p><u>(省略)</u> 独立行政法人農畜産業振興機構大阪事務所長の印</p> <p><u>(省略)</u> <u>独立行政法人農畜産業振興機構東京事務所長の印</u></p> <p><u>(省略)</u> <u>独立行政法人農畜産業振興機構理事長の印</u></p> <p>別添 3 及び 4 (省略)</p>	<p>イ 確認の方法 機構は当該輸入者に「一般者輸入に係る生系の買入れ・売戻し承諾書」(要領様式第 2 号。以下「一般者承諾書」という。)(別添 4)を交付し、輸入申告の際に提出させるので、一般者承諾書の数量(正量)欄の記載内容と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び<u>機構事務所長(横浜又は大阪の事務所長)</u>の押印(別添 2)を確認する。</p> <p>3 (同左) 4 (同左) 5 通関の際に疑義を生じた場合の取扱い 前記 1 に関して疑義が生じた場合は<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター横浜センター又は神戸センター</u>に、前記 2～4 に関する事項について疑義が生じた場合は<u>機構横浜事務所又は大阪事務所</u>に協議の上処理することとする。</p> <p>別添 1 (同左)</p> <p>別添 2 <u>(省略)</u> <u>独立行政法人農畜産業振興機構横浜事務所長の印</u></p> <p><u>(省略)</u> <u>独立行政法人農畜産業振興機構大阪事務所長の印</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>別添 3 及び 4 (同左)</p>